

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和3年10月29日(金) 午前9時30分から午前10時24分
会議場所	糸魚川市民会館 3階会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席17名、欠席2名)】 出席委員：1番齊藤健一郎委員、2番片山敏隆委員、3番大島博委員、4番恩田正平委員、6番松澤一久委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番鷺澤茂雄委員、10番伊藤眞一委員、12番井上二郎委員、13番齋藤登委員、14番稲葉淳一委員、15番齋藤清美委員、16番川合次夫委員、17番川内敏夫委員、18番松澤隆一委員、19番樋口佐登子委員 欠席：5番園田岳彦委員、11番福田幸生委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請有、出席16名、欠席2名)】 出席委員：1番伊藤力委員、3番渡邊甚一郎委員、4番木嶋昇委員、5番相澤厚夫委員、7番猪又則雄委員、8番伊井一夫委員、9番山岸寛幸委員、10番猪又正巳委員、11番加藤政人委員、12番小島隆委員、13番山本民男委員、14番田中清委員、15番日馬吉雄委員、16番山崎順一委員、17番草間芳隆委員、18番白澤実委員 欠席：2番加藤保委員、6番松木秀夫委員</p> <p style="text-align: right;">(以上 出席33名)</p>
出席職員	星野農業委員会事務局次長、水島同係長、伊藤同主査、石曾根同主査(書記)
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	14番 委員
	16番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

- 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて
No.17 1件
- 報告第2号 農地の休耕及び増反届について
No.18～No.20 3件
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
No.57～No.74 18件

日程第3 付議事項

- 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
No.3007 1件
- 議 第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
No.4003 1件
- 議 第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
No.5031～No.5034 4件
- 議 第4号 農用地利用集積計画案について
No.153～No.207 55件

日程第4 その他

ア 次回農業委員会の日程について

イ その他

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。 それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は、5番園田岳彦委員、11番福田幸生委員の2名です。なお、本日は推進委員にも出席を要請しています。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。</p> <p>日程第1＝議事録署名委員の指名について</p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶものあり]</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、14番稲葉淳一委員、16番川合次夫委員を指名いたします。</p> <p>日程第2＝報告事項</p>
議長	<p><報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて> 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。</p>
石曽根主査	<p>説明いたします。1頁をご覧ください。 17番青海地区の件ですが、須沢地内の1筆231㎡について、資材置場になっております。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>

議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 水島係長	<p><報告第2号 農地の休耕及び増反届について></p> <p>報告第2号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。 説明いたします。2頁をご覧ください。</p> <p>18番上早川地区の件ですが、土塩、吹原地内の53筆11,749.27㎡について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>19番上早川地区の件ですが、砂場地内の13筆1,285.94㎡について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>20番磯部地区の件ですが、徳合地内の24筆4,944.87㎡について、遠方在住のため休耕するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 水島係長	<p><報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について></p> <p>報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を求めます。 説明いたします。7頁をご覧ください。</p> <p>57番上早川地区の件ですが、土塩、中川原新田地内の3筆4,645㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>58番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の6筆5,547㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>59番上早川地区の件ですが、砂場地内の3筆2,230㎡について、労力不足のため解約し、その後は自作するものです。</p> <p>60番上早川地区の件ですが、砂場地内の2筆92㎡について、労力不足のため解約し、その後は休耕するものです。</p> <p>61番上早川地区の件ですが、砂場地内の3筆1,578㎡について、労</p>

力不足のため解約し、その後は休耕するものです。

62 番上早川地区の件ですが、砂場地内の1筆581㎡について、労力不足のため解約し、その後は休耕するものです。

63 番上早川地区の件ですが、砂場地内の2筆1,955㎡について、労力不足のため解約し、その後は休耕するものです。

64 番上早川地区の件ですが、砂場地内の1筆999㎡について、労力不足のため解約し、その後は休耕するものです。

65 番上早川地区の件ですが、砂場地内の2筆1,883㎡について、労力不足のため解約し、その後は休耕するものです。

66 番上早川地区の件ですが、砂場地内の2筆1,696㎡について、労力不足のため解約し、その後は自作するものです。

67 番糸魚川地区の件ですが、京ヶ峰1丁目地内の6筆2,959㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

68 番糸魚川地区の件ですが、京ヶ峰1丁目地内の2筆1,021㎡について、労力不足のため解約し、その後は休耕するものです。

69 番糸魚川地区の件ですが、京ヶ峰2丁目地内の2筆955㎡について、労力不足のため解約し、その後は休耕するものです。

70 番糸魚川地区の件ですが、京ヶ峰2丁目地内の2筆1,030㎡について、労力不足のため解約し、その後は休耕するものです。

71 番糸魚川地区の件ですが、南寺島1丁目地内の1筆198㎡について、農地転用を行うため解約するものです。

72 番根知地区の件ですが、蒲池、大神堂地内の5筆4,112㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

73 番根知地区の件ですが、大神堂地内の3筆2,873㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

74 番根知地区の件ですが、大神堂地内の1筆906㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

以上で、説明を終わります。

只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。

67 番から 70 番について理由が労力不足とありますが、受け手の耕作者はまだお元気ですし、解約後は新しい受け手がいないと思います。休耕もやむを得ないのでしょうか。

このあたりの田は深く、また、サイズの面でも大きな機械では耕作

議長

6 番松澤委員

水島係長

7 番米原委員	<p>が少々困難という意味での労力不足となります。他に受け手がいない中で今回の耕作者が引き受けたという経緯がありますので、地元委員とも相談しながら見守りたいと思います。</p> <p>この地域は農業振興除外地域であり、補助金の対象になりません。平場の耕作地にも補助金を出してもらえると受け手も見つけやすくなるのではないかと思いますので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>その他ご質問・ご意見ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p> <p>日程第3＝付議事項</p>
議長	<p><議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について></p> <p>議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
石曾根主査	<p>説明いたします。11頁をご覧ください。</p> <p>3007番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆218㎡について、売買による所有権移転です。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、市道北部1号線沿いの場所です。譲渡人は、高齢により耕作が困難なため、隣接地を耕作する譲受人へ譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、能生谷地区20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p>

議長	<p>以上で、説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について></p>
議長	<p>議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。12頁をご覧ください。</p>
議長	<p>4003番磯部地区の件ですが、徳合地内の1筆69㎡について、物置建築敷地のため転用したいものです。地図のNo.2をご覧ください。申請地は、市道深山線沿いの場所です。申請人は、作業用の物置がないため、申請地に作業用の物置を建築したいものです。農地の区分は、か(ア)（農業公共投資の対象となっていない収益性の低い農地である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について></p>
議長	<p>議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。13頁をご覧ください。 5031番大和川地区の件ですが、梶屋敷地内の1筆319㎡について、</p>

住宅敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.3をご覧ください。申請地は、市道姿田2号線沿いの場所です。譲受人は、現在アパートに居住しているが手狭になったため、住宅を新築したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(a) (住宅などが連たんしている区域。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5032 番糸魚川地区の件ですが、横町2丁目地内の1筆258㎡について、駐車場敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.4をご覧ください。申請地は、市道南稲荷道2号線と市道南本町線の交差する場所です。譲受人は、経営する病院の駐車場として申請地を利用したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5033 番糸魚川地区の件ですが、南寺島1丁目地内の1筆198㎡について、通路敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.5をご覧ください。申請地は、市道大川原3号線沿いの場所です。譲受人は、建物の西側から敷地内への乗り入れを可能とするため、申請地を取得し通路敷地としたいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、工業地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5034 番糸魚川地区の件ですが、南寺島2丁目地内の3筆1,506㎡について、現場事務所及び駐車場敷地のための、2年間の賃借権設定です。地図のNo.5をご覧ください。申請地は、市道烏田線沿いの場所です。譲受人は、申請地付近で行う倉庫建設工事のための現場事務所及び駐車場敷地として申請地を使用したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、工業地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

以上で、説明を終わります。

只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。

議長

議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第4号 農用地利用集積計画案について> 議第4号 農用地利用集積計画案について、55件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが10件ございます。まず、稲葉委員の案件を先に審議しますので、稲葉委員、退席をお願いします。 〔稲葉委員退室〕</p>
議長 石曽根主査	<p>事務局の説明を求めます。 説明いたします。22頁をご覧ください。 188番能生谷地区の件ですが、槇地内の19筆8,403㎡について、更新するものです。 189番能生谷地区の件ですが、槇地内の1筆763㎡について、更新するものです。 190番能生谷地区の件ですが、槇地内の2筆4,048㎡について、更新するものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしと認めます。ご質問並びにご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>〔稲葉委員入室〕 次に齋藤登委員の案件を審議します。齋藤登委員、退席をお願いします。</p>
議長 石曽根主査	<p>〔齋藤登委員退室〕 事務局の説明を求めます。 説明いたします。24頁をご覧ください。 192番能生谷地区の件ですが、指塩地内の1筆1,097㎡について、更新するものです。</p>

議長	<p>193 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の1筆2,073㎡について、更新するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>〔齋藤登委員入室〕</p>
議長	<p>次に川合委員の案件を審議します。川合委員、退席をお願いします。</p> <p>〔川合委員退室〕</p>
議長	<p>事務局の説明を求めます。</p>
石曽根主査	<p>説明いたします。26 頁をご覧ください。</p> <p>202 番木浦地区の件ですが、木浦地内の4筆936㎡について、更新するものです。</p> <p>203 番木浦地区の件ですが、木浦地内の1筆302㎡について、更新するものです。</p> <p>204 番木浦地区の件ですが、木浦地内の3筆1,369㎡について、更新するものです。</p> <p>205 番木浦地区の件ですが、木浦地内の3筆219㎡について、更新するものです。</p> <p>206 番木浦地区の件ですが、木浦地内の4筆6,008㎡について、更新するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びにご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>〔川合委員入室〕</p>
議長	<p>その他の案件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。15 頁をご覧ください。</p> <p>153 番下早川地区の件ですが、上覚地内の2筆4,525㎡について、</p>

更新するものです。

154 番上早川地区の件ですが、上出地内の3筆6,177㎡について、更新するものです。

155 番上早川地区の件ですが、越地内の1筆574㎡について、更新するものです。

156 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の5筆7,447㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

157 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の1筆621㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

158 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の1筆2,814㎡について、更新するものです。

159 番上早川地区の件ですが、砂場地内の2筆2,018㎡について、更新するものです。

160 番上早川地区の件ですが、砂場地内の2筆1,956㎡について、更新するものです。

161 番西海地区の件ですが、羽生地内の1筆1,021㎡について、更新するものです。

162 番糸魚川地区の件ですが、南寺町2丁目地内の1筆300㎡について、更新するものです。

163 番糸魚川地区の件ですが、上刈5丁目地内の4筆1,488㎡について、更新するものです。

164 番糸魚川地区の件ですが、上刈5丁目地内の6筆3,096㎡について、更新するものです。

165 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆251㎡について、更新するものです。

166 番大野地区の件ですが、大野地内の2筆1,067㎡について、更新するものです。

167 番根知地区の件ですが、蒲池地内の3筆6,081㎡について、更新するものです。

168 番根知地区の件ですが、根小屋地内の1筆1,024㎡について、更新するものです。

169 番根知地区の件ですが、根小屋地内の1筆1,987㎡について、更新するものです。

- 170 番今井地区の件ですが、西中地内の1筆2,702 m²について、借り受けて規模拡大するものです。
- 171 番今井地区の件ですが、西中地内の2筆1,123 m²について、借り受けて規模拡大するものです。
- 172 番今井地区の件ですが、山本地内の1筆3,434 m²について、更新するものです。
- 173 番磯部地区の件ですが、百川地内の1筆840 m²について、更新するものです。
- 174 番能生谷地区の件ですが、桂地内の2筆891 m²について、更新するものです。
- 175 番能生谷地区の件ですが、鶉石地内の4筆2,632 m²について、更新するものです。
- 176 番能生谷地区の件ですが、鶉石地内の1筆366 m²について、更新するものです。
- 177 番能生谷地区の件ですが、鶉石地内の1筆2,689 m²について、更新するものです。
- 178 番能生谷地区の件ですが、鶉石地内の1筆270 m²について、更新するものです。
- 179 番能生谷地区の件ですが、小見地内の2筆4,818 m²について、更新するものです。
- 180 番能生谷地区の件ですが、小見地内の2筆2,499 m²について、更新するものです。
- 181 番能生谷地区の件ですが、小見地内の2筆2,967 m²について、更新するものです。
- 182 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆933 m²について、更新するものです。
- 183 番能生谷地区の件ですが、小見地内の2筆5,109 m²について、更新するものです。
- 184 番能生谷地区の件ですが、小見、平地内の2筆1,937 m²について、更新するものです。
- 185 番能生谷地区の件ですが、平地内の3筆1,254 m²について、更新するものです。
- 186 番能生谷地区の件ですが、島道地内の7筆773 m²について、更

<p>議長 8 番萩野委員</p> <p>伊藤主査</p>	<p>新するものです。</p> <p>187 番能生谷地区の件ですが、槇地内の1筆 231 m²について、更新するものです。</p> <p>191 番能生谷地区の件ですが、物出地内の1筆 1,332 m²について、更新するものです。</p> <p>194 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の3筆 3,481 m²について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>195 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の4筆 2,196 m²について、更新するものです。</p> <p>196 番能生谷地区の件ですが、柱道、鷺尾地内の3筆 1,305 m²について、更新するものです。</p> <p>197 番能生谷地区の件ですが、鷺尾地内の1筆 415 m²について、更新するものです。</p> <p>198 番能生谷地区の件ですが、鷺尾地内の1筆 142 m²について、更新するものです。</p> <p>199 番能生谷地区の件ですが、鷺尾地内の1筆 198 m²について、更新するものです。</p> <p>200 番能生谷地区の件ですが、大王地内の1筆 1,085 m²について、更新するものです。</p> <p>201 番能生谷地区の件ですが、大王地内の2筆 2,573 m²について、更新するものです。</p> <p>207 番大和川地区の件ですが、大和川地内の7筆 1,707 m²について、農地売買支援事業により、新潟県農林公社から所有権移転を受けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>農地売買支援事業についてですが、何かメリットはあるのでしょうか。また、これは耕作者が決まった状態での申請であり、農林公社が買い受けて数年所有し、耕作者を探すというシステムではないのでしょうか。</p> <p>中間管理事業の特例で、担い手に集積するための制度になります。メリットとしては、地主や買い手の税の軽減のほか、売買に伴う権利移転の手続きも中間管理機構が代行してくれますが、これは手数料が</p>
-----------------------------------	---

議長	<p>かかります。また、買い手が決まっていなくてこの制度を使うことができません。議案では、最初の総会で地主から公社への売買、翌月の総会で公社から買い手への売買について諮っています。なお、この制度の対象者は担い手となっておりますので、担い手以外の方は対象外となります。</p> <p>その他ご質問・ご意見ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。続いて日程第4のその他に入ります。</p> <p>日程第4＝その他</p>
議長	<p>ア 次回農業委員会の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 11/30(火) 定例総会 午前9:30～ 市民会館3階会議室
水島係長	<p>イ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業委員会大会について
議長	<p>他に意見がないようでございますので、以上で閉会といたします。慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p>